

地域協議会だより

Vol. 40 (2019 年 8 月 29 日発行)

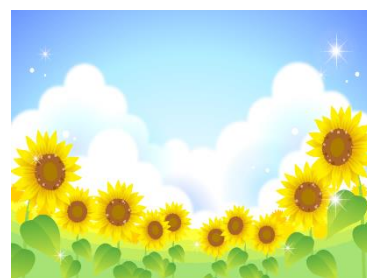
長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
長野市大字南長野字宮東 452-1
長野県土地改良会館別館 3 階
会 長 赤羽 昭彦



Y 残暑の候

今年の夏は猛暑が続きましたが、ようやく盛りを過ぎ、朝夕も多少涼しさを感じられる今日この頃ですが、活動組織の皆さまにおかれましては、ますますご清栄でご活躍のことと存じます。

さて、今回の協議会だよりでは、令和元年度新規組織及び継続組織事務研修会での内容を紹介いたします。



Y 事務研修会

令和元年度新規・継続活動組織と市町村・県の皆様を支援するため、県下 11 会場で延べ 1000 人余りの出席をいただき事務研修会を開催しました。

月・日	会 場	時 間	活動組織	市町村	地域振興局	計
			人数①	人数②	人数③	①+②+③
7/22(月)	木曽合同庁舎	継続 13:30～15:30	21	3	1	25
7/23(火)	安曇野市役所	新規 13:30～15:30	3	6	1	10
7/24(水)	諏訪合同庁舎	新規 10:00～12:00	2	2	1	5
		継続 13:30～15:30	68	5	1	74
7/25(木)	北信合同庁舎	新規 10:00～12:00	12	3	1	16
		継続 13:30～15:30	68	5	1	74
7/26(金)	長野県土地改良会館	新規 10:00～12:00	11	5	1	17
		継続 13:30～15:30	105	3	1	109
7/29(月)	松本市公設卸売市場	継続 10:00～12:00	91	1	2	94
		継続 13:30～15:30	78	2	2	82
7/31(水)	上田市中央公民館	新規 10:30～12:00	33	1	1	35
		継続 13:30～15:30	107	2	1	110
8/1(木)	佐久合同庁舎	新規 10:00～12:00	9	1	2	12
		継続 13:30～15:30	37	5	2	44
8/5(月)	大町合同庁舎	新規 10:00～12:00	5	1	1	7
		継続 13:30～15:30	71	6	1	78

地域協議会だより

8/7(水)	飯田合同庁舎	継続 13:30～15:30	81	5	1	87
8/8(木)	伊那合同庁舎	新規 10:00～12:00	8	2	1	11
		継続 13:30～15:30	109	10	1	120
合 計			919	68	23	1010

《 研 修 会 内 容 》

新規組織

- ・令和元年度の主な制度改正について
- ・多面的機能支払交付金の活動組織における持越について
- ・事業実施期間の終了を迎える組織の対応について
- ・令和元年度 6 月の会計検査(特別調書提出)からの留意点
- ・「活動の手引き」(Ⅰ章～Ⅵ章)について
- ・その他



継続組織

- ・令和元年度の主な制度改正について
- ・多面的機能支払交付金の活動組織における持越について
- ・事業実施期間の終了を迎える組織の対応について
- ・令和元年度 6 月の会計検査(特別調書提出)からの留意点
- ・制度改正に伴う様式等変更について
- ・その他

《 各 研 修 会 の 様 子 》



7/22 木曽町(継続)
木曽合同庁舎



7/23 安曇野市(新規)
安曇野市役所



7/24 諏訪市(新規)
諏訪合同庁舎

地域協議会だより



7/24 諏訪市(継続)
諏訪合同庁舎



7/25 中野市(新規)
北信合同庁舎



7/25 中野市(継続)
北信合同庁舎



7/26 長野市(新規)
土地改良会館



7/26 長野市(継続)
土地改良会館



7/29 松本市(継続・午前)
松本市公設地方卸売市場



7/29 松本市(継続・午後)
松本市公設地方卸売場



7/31 上田市(新規)
上田市中央公民館



7/31 上田市(継続)
上田市中央公民館



8/1 佐久市(新規)
佐久合同庁舎



8/1 佐久市(継続)
佐久合同庁舎



8/5 大町市(新規)
大町合同庁舎

地域協議会だより



8/5 大町市(継続)
大町合同庁舎



8/7 飯田市(継続)
飯田合同庁舎



8/8 伊那市(新規)
伊那合同庁舎



8/8 伊那市(継続)
伊那合同庁舎

令和元年度の主な制度改正

○施設の長寿命化での工事は、1 件当たり 200 万円未満とする。200 万円以上の工事については長寿命化整備計画の策定が必要。

○加算措置

- ・多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援。

○組織の広域化・体制強化に対する支援

- ・活動期間中(最長 5 年間)、毎年度交付する。

○様式の改正

- ・農林水産省がエクセルで様式を作成。
- ・様式の取得は、市町村に問合せか、協議会ホームページの様式・マニュアル集からダウンロード可能。

確認事項

○5 年間の事業計画の実施期間内において、持越が認められるもの

- ・次年度当初(4 月～6 月の間)の活動資金。
- ・施設の長寿命化の実施に必要な資金の積み立て。

○実施期間終了年度の翌年度を始期とする、新たな事業計画の認定を受ける際に、持越が認められるもの

- ・新たな事業計画の年度当初(4月～6月)活動資金。

(なお、施設の長寿命化は新たな事業計画への持越は認められません。)

○事業実施期間の終了を迎える組織における対応

- ・活動期間中に、「地域資源保全管理構想」を策定して市町村長に提出する。
- ・事業の再認定は、終了年度の翌年度以降も継続する組織は新たな組織と同様、新たに事業計画の認定を受ける。(翌年度6月末までに、市町村長へ認定申請をする。)
- ・交付金の清算は、事業計画に定めた終了年度末に、残額が生じたときに返還する。
(ただし、翌年度始期とする、新たな事業計画の認定を受けて継続する組織は、活動の円滑な継続のために持越は可能である。)

○令和元年6月の会計検査(特別調書提出)からの留意点。

- ・持越金額を計上する場合、実施状況報告書支出の部に金額を記載し、備考欄に使用時期・使用内容等を記載する。(次年度に必要な金額を精査して計上する。)
- ・活動計画における集落数は、「農林業センサスにおける農業集落数」を記載する。
- ・施設の長寿命化における直営施工で、「有」としている場合、直営施工が確認できるよう、活動記録、証拠書類、現場写真の整理をする。(現場写真は有効である。)

ご多忙のなか、多くの活動組織及び市町村・県担当者の皆さまに参加いただき誠にありがとうございました。

お知らせ

共同活動での事故が報告されています。今年度農林水産省が作成した、『共同活動の安全のしおり』について各地域振興局を通じて近日中に配布します。安全確認チェックリストや共同活動中に発生した重大事故の例などを取りまとめたパンフレットです。記載内容をお読みいただき事故防止にお役立てください。

事務局から

今回の新規・継続組織を対象にした事務研修会は、暑い中、多くの皆様に参加頂き有難うございました。

今後も活動の役に立つ情報を発信しますので、よろしくお願いいたします。



■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当: 田中・白石)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>